

2015年1月 税務ニュース

平成 27 年から適用される税制改正

贈与税の税率構造 (平成 27 年 1 月 1 日以後に適用)

基礎控除後の課税価格		[改正前] 税率	[改正後]	
			一般税率	特例税率
～	200万円以下	10%	10%	10%
200万円超	～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超	～ 400万円以下	20%	20%	20%
400万円超	～ 600万円以下	30%	30%	30%
600万円超	～ 1,000万円以下	40%	40%	40%
1,000万円超	～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超	～ 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超	～ 4,500万円以下		55%	55%
4,500万円超	～			

特例税率が適用されるのは、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(贈与を受けた年1月1日において20歳以上の場合に限る)です。

特例税率の適用が受けられない場合には一般税率が適用されます。

相続時精算課税の適用対象者の拡大 (平成 27 年 1 月 1 日以後に適用)

	[改正前]	[改正後]
贈与者	贈与をした年1月1日において65歳以上	贈与をした年1月1日において 60歳以上
受贈者	贈与を受けた年1月1日において20歳以上 贈与を受けた時点で 贈与者の推定相続人	贈与を受けた年1月1日において20歳以上 贈与を受けた時点で 贈与者の推定相続人及び 孫

相続時精算課税とは、贈与者が亡くなった時に相続時精算課税を適用した贈与財産と相続財産とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税額を控除して相続税額を計算することにより贈与税・相続税を一体として納税を行うものです。

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

(平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用)

事業の種類	[改正前]	[改正後]	
卸売業	90%	90%	
小売業	80%	80%	
製造業等	70%	70%	
その他事業	60%	飲食店業、その他の事業	60%
		金融業、保険業	50%
サービス業等	50%	サービス業、運輸通信業	50%
		不動産業	40%

簡易課税制度とは、課税売上高の消費税額から課税仕入れ等の消費税額を差し引いて納付税額を計算するのではなく、課税売上高の消費税額からその税額のみなし仕入率を乗じたものを差し引くことで納付税額を計算する方法です。

※不動産業とは、不動産賃貸業・不動産管理業などのことです。